



Title	14世紀アンジュー貴族の狩猟を通じた人的紐帶：アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝グラン『狩猟宝典』を例に
Author(s)	頼, 順子
Citation	パブリック・ヒストリー. 2016, 13, p. 52-64
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66548
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

特集 支配者たらしむるもの

14世紀アンジュー貴族の狩猟を通じた人的紐帶

アルドゥアン・ド・フォンテーヌ=ゲラン『狩猟宝典』を例に

頼 順子

はじめに

西欧世界では、⁽¹⁾ アインハルト『カール大帝伝』などに見られるように、中世初期より戦士階級において狩猟がさかんに行われてきた。

フランスでは、13世紀中葉から王権による身分統制が進行し、狩猟を行う資格と空間を所持する権利もまた、身分と結び付けられてゆく。⁽²⁾ 14世紀後半から15世紀初頭には、王権により狩猟は貴族のものであると法で定められはじめる。その結果、狩猟、とりわけ獵犬の群れを率いて騎馬で鹿などの獲物を追う狩猟（chasse à courre / vénerie）と、鷹などの獵鳥を用いた狩猟（chasse au vol / fauconnerie）が、貴族が行う狩猟としての社会的地位を確立する。また、同時期にヴァロワ＝ブルゴーニュ家の狩猟司の規模が拡大しており、⁽³⁾ 狩猟と貴族身分との法的な結びつきと、貴族社会における狩猟のステータス上昇が同時進行している様子が窺える。

中世後期にはまた、書物蒐集も流行し、初期ヴァロワ朝の王や王族の宮廷が主導的な役割を果たしていた。フランスでは、13世紀後半頃から君主鑑をはじめとする教化目的の書物や技術書などがラテン語から俗語に翻訳されていたが、14世紀になると最初から俗語で書かれた書物が登場した。シャルル5世の時代には、王お抱えの翻訳集団がラテン語の著作を俗語に翻訳するなど、俗語の書物蒐集も積極的に行われていた。

上記の流れのもと、従来口述や実体験によって伝達されてきた狩猟の知識や技法も書物に記されはじめる。12世紀頃よりラテン語、13世紀中葉以降はイベリア半島を起点に俗語の狩猟書が出回りはじめる。フランスでは、14世紀後半にノルマン貴族アンリ・ド・フェリエール

(1) アインハルト、国原吉之助訳「カール大帝伝」『世界文学大系 66』筑摩書房、1966年、125-127、129頁。

(2) 頼順子「中世後期の狩猟と狩猟術の書」、博士論文、大阪大学、2010年（未刊行、以下、頼、2010と略記）第1章参照。

(3) Ref. BECK, C., « Chasse et équipages de chasse en Bourgogne ducale (vers 1360-1420) », *La chasse au Moyen Age. Société, traités, symboles*, éd., A. PARAVICINI BAGLIANI et B. VAN DEN ABEELE (以下 VDA と略記), 2000 (以下 *La chasse au Moyen Age*, 2000 と略記), p.151-174 ; NIEDERMANN, Ch., « « Je ne fois que chassier » La chasse à la cour de Philippe le Bon, duc de Bourgogne », *ibid.*, p.175-185.

の『モデュス王とラティオ王妃の書』⁽⁴⁾ (1354-1376) を端緒に、同じくノルマン貴族でフィリップ6世からシャルル6世時代初期まで王室礼拝堂付首席司祭を務めたガース・ド・ラ=ビュイニユの『狩獵物語』⁽⁵⁾ (1359-1377)、南仏の領邦君主ガストン・フェビュスの『狩獵の書』⁽⁶⁾ (1387-1391)、アンジュー貴族アルドゥアン・ド・フォンテーヌ=ゲランの『狩獵宝典』⁽⁷⁾ (1394) の4点のフランス語による狩獵書が相次いで著された。

これらの狩獵書は、すべて獵犬を用いた狩獵を主題に含むオリジナル作品である。だが、ヴァン=デン=アベルによれば、西欧中世の狩獵書の歴史全体から見ると、獵犬を用いた狩獵の書ははじつはマイノリティである。12世紀までのラテン語の狩獵書の主題は鷹狩りであり、獵犬を用いた狩獵の書が登場するのは13世紀以降である。⁽⁸⁾ 現存する中世のフランス語の狩獵書45点のうち、獵犬を用いた著作は12点にすぎない。したがって、14世紀は特殊な事情によって獵犬を用いた狩獵書の需要が高まっていたと考えられる。堀越宏一も、14世紀に国王や大諸侯による中央集権化が確立される途上にあった時代に、広い空間で大規模な狩獵隊によって行われる獵犬を用いた狩獵法が宮廷行事にふさわしいものだったと指摘している。

事実、4点の狩獵書には、たんに狩獵の技法や獵犬あるいは獵鳥の維持管理法などの狩獵知が記されているだけではない。著作の中で「高貴さ」を基準とした狩獵法や狩獵動物の階層化が見られるほか、狩人の資質として、武勇、敬虔さ、王への忠誠、宮廷風恋愛といった宮廷的な騎士イデオロギーを反映した徳目が要求されている。それと同時に、狩獵は貴族のものであるという、同時代の法と共に通する言説も展開されているのである。

以上のこととは、狩獵が貴族文化としての地位を確立し、同じく貴族文化である書物文化と結びつくことによって、狩獵書も貴族であることの徵証として機能し始めたことを示唆している。

中世の狩獵研究は、近世以降治水林野行政の文脈で研究が蓄積されてきたが、1970年代後半以降、社会史・文化史分野での研究が盛んになった。⁽⁹⁾ 中世の貴族と狩獵にかんしては、J・ブムケの研究に代表されるように、宮廷文化の一要素として取り上げられることが多い。また、中世の狩獵書研究においては、1970年代半ばまではG・ティランダーなどによって文献学分

(4) 以下、『モデュス王』と略記。

(5) フォワ伯・ペアルン副伯ガストン3世 (1331-1391) の異名。

(6) 14世紀の狩獵書の特徴に関する詳細は頬、2010、第1章、第3章参照。

(7) VDA, *La littérature cynégétique*, Turnhout, 1996 (Typologie des sources du Moyen Âge occidental, fasc.75), p.34-40.

(8) 堀越宏一『ものと技術の弁証法』岩波書店、2009年、199頁。

(9) Ref. *La chasse au Moyen Âge : Actes du colloque de Nice (22-24 juin 1979)*, Nice, 1980 (以下 *La Chasse au Moyen Âge*, 1980と略記) ; *La chasse au Moyen Âge*, 2000 ; BORD, L.-J. et J.-P. MUGG, *La chasse au Moyen Âge occident latin, VI^e-XV^e siècle*, 2008, et al.

(10) J・ブムケ(平尾浩三他訳)『中世の騎士文化』白水社、1995年。このほか、ガストン・フェビュスのプロソポグラフィーでも狩獵や狩獵書が取り上げられている。TUCOO-CHALA, P., *Gaston Fébus : grand prince médiéval. 1331-1391*, Biarritz, 1996 ; PAILÈS, C., *Gaston Pébus. Le Prince et le diable*, 2010, et al.

資料1 『狩猟宝典』第1部v.412-419、第2部v.704-774に登場する人物

	第1部v.412-429に登場する人物	(13)	デュ=ペレー殿 (ジャン・デュ=ペレー、†1382?)
①	ヴァンドーム伯ブシャール (2世、1345-1371?)	(14)	ティボー=ル=ジョ (アンジュー貴族)
②	第2部v.704-774に登場する人物		
③	アンジェルジェ・ダンボワーズ (ca. 1356-ante 1410)	I	ブルゴーニュ公フィリップ (2世、1342-1404)
④	ジャン・ド・クラン (ラ・シユズ領主、1360-1432)	II	オルレアン公ルイ (1世、1372-1407)
⑤	ジャン・ド・ビュエイユ (ante 1346-1415)	III	フォワ伯・ペアルン副伯ガストン (3世、1331-1391)
⑥	ピエール・ド・ビュエイユ (†1414)	IV	タンカルヴィル伯・ジャン (2世)・ド・ムラン
⑦	ギヨーム (7世)・ド・シエ (ca. 1340-ca. 1396)	V	タンカルヴィル伯ギヨーム・ド・ムラン (†1415)
⑧	ジョフロワ・ド・シャトーブリアン (ante 1305-post 1365)	VI	ゴーシエ・ド・シャティヨン (2世、†1413)
⑨	ランディヴィ領主ジャン・ド・ランドヴィ	VII	サンセール伯ジャン (3世、1334-1402)
⑩	ギヨーム (2世)・ド・テュセ (†1407)	VIII	ギヨーム・ド・バルトゥネー (ラルシュベック)
⑪	ジャン・ド・ブレゼ (ca. 1340-post 1419)	IX	ギシャール (1世)・ドーファン・ドーヴェルニュ
⑫	マルネ殿 (人物不詳)	X	シャルル・ディヴィリー (イヴリー領主、†1421)

野を中心に研究が進展し、それ以降は、B・ヴァン=デン=アベルらによる文学分野および、⁽¹¹⁾
図像学分野における写本の挿画の分析を中心に研究が行われている。⁽¹²⁾

しかし、近世の場合と異なり、中世の貴族の狩猟文化を理解する上で重要な、貴族同士の狩猟を通じた具体的な人的紐帯については、史料上の制約もあり踏み込んだ研究はほとんど行われてこなかった。こうした状況において、1390-1394年間にアンジュー貴族アルドゥアン・ド・フォンテーヌ=ゲランによって著され、主君のヴァロワ=アンジュー家のルイ2世(1377-1417)とその弟ターラント侯シャルル(1380-1404)に献呈された『狩猟宝典』(Hardouin de Fontaine-Guéris, *Le Trésor de vénerie*)は、初期ヴァロワ朝の在地領主の狩猟を通じた人的紐帯を知ることが可能な数少ない史料である。1948行の韻文からなるこの狩猟書では、主題となるアンジュー公領・メーヌ伯領における狩猟の角笛の旋律・技法と、獵犬を用いた狩猟のなかでもっとも高貴な鹿狩りの技法と手順が説明されているばかりではない。角笛や狩猟術の達人とされる⁽¹³⁾

(11) STRUBEL, A. et Ch. de SAULNIER, *La poétique de la chasse au Moyen Âge*, Paris, 1994 ; VDA, *La fauconnerie au Moyen Âge : connaissance, affûtage et médecine des oiseaux de chasse d'après les traités latins*, Namur, 1994.

(12) Ref. MENARD, Ph., « Littérature et iconographie : les pièges dans les traités de chasse d'Henri de Ferrière et de Gaston Phébus », *La Chasse au Moyen Âge*, 1980 ; LIAIGRE, V., « La nature et le prince : Étude des représentations de la nature dans quatre manuscrits du *Livre de la chasse* de Gaston Phébus, fin XIVe-mi XVe siècle », Mémoire de DEA de l'université de Tours Département d'histoire, 1995, 2 vol ; 高木麻紀子「ガストン・フェビュスの『狩猟の書』：初期模本の空間表現に関する一考察」『東京芸術大学西洋美術史研究室紀要』8、2010年、5-17頁、et al.

(13) 近世フランスの貴族は、王のプライベートな狩猟に随行することを王の恩顧を得る絶好の機会と信じ、随員になろうと画策した。SALVADORI, Ph., *La chasse sous l'Ancien régime*, 1996, p.215-224.

(14) 他の14世紀の狩猟書は、さまざま獲物を対象とする獵犬を用いた狩猟のほか、獵鳥(『狩猟の書』を除く)や道具を用いた狩猟も紹介する長編である。そのため、『狩猟宝典』には13世紀のフランス語の韻文の短編『鹿狩り』との影響関係が指摘されている。SMETS, A. et VDA, « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge. Recensement et perspectives de recherche », *Romania*, 116, 1998, p.350. このほか、『狩猟の書』の影響も指摘されている。BRUNELLIÈRE, J., « Gaston Fébus et Hardouin de Fontaines-Guéris : deux approches des sonneries de chasse au XIV^e siècle », *Musique•Images•Instruments*, 7 : *Écoles et traditions régionales 2e partie*, Paris, 2005, p.150.

名を越える実在の貴族の名が列挙され（資料1）⁽¹⁵⁾、人物によっては著者のコメントが付されていのが大きな特徴となっている。

本稿では、この『狩獵宝典』を取り上げ、14世紀後半のアンジュー貴族の狩獵と狩獵書を通じた人的紐帯を分析することによって、初期ヴァロワ朝の貴族社会において狩獵が果たした役割の一端を明らかにする。

1 『狩獵宝典』成立の状況と著作の概要および受容状況

14世紀の4点の狩獵書は、いずれもヴァロワ家を取り巻く人物によって著された。アルドゥアン・ド・フォンテーヌ=ゲランは、ヴァロワ=アンジュー家直属の封臣である。また、アンリ・ド・フェリエールは、王家の御狩場の一つブルトウイユの森を管理する古いノルマン貴族家系出身であり、ガースは初期ヴァロワ朝の4人の王に仕えた聖職者である。ガストン・フェビュスは妻のアニエス・ド・ナヴァールを通じてフランス王家と縁戚関係にあった。

『狩獵宝典』には、ガース『狩獵物語』と同じく、ヴァロワ家の主君のために狩獵書を執筆した理由や著者が狩獵術を習得した経緯が記されているほか、同時代の政治状況を踏まえて主君を称揚し正当化する記述がところどころに挿入されている。アルドゥアン自身は、14世紀後半におけるフランス王権とヴァロワ=アンジュー家の南方への拡大政策、とりわけナポリ・シチリア王国の継承権の主張に伴うプロヴァンスへの軍事遠征に深く関与したが、『狩獵宝典』の成立状況とその内容にも、彼の置かれた立場が明瞭に反映されている。

(1) 現存する古写本について

『狩獵宝典』の古写本は、フランス国立図書館に3点(BNF fr.855(ヴェラム紙、68葉、四折り版、1394年成立)；fr.25547, f.162-199(紙、341葉、215 x 145 mm、15世紀成立)；Duchesne 65, f.191r-v(17世紀成立))残されており、古版本は存在しない。⁽¹⁶⁾

BNF fr. 855は、ヴァロワ=アンジュー家のルイ2世への献呈本と推定される彩色写本であり、フランス国立図書館所蔵のルイ2世旧蔵本3点のうちの一つである。⁽¹⁷⁾ ルイ2世は、フランス王ジャン2世の次男アンジュー公ルイ1世(1339-1384)と、ブルターニュ公家の子孫マリー・⁽¹⁸⁾

(15) 史料ではほとんどの人物が称号のみで記載されているため、人物の特定については *Trésor de vénerie*, éd. M. H. MICHELANT, Metz, 1856 (以下 MICHELANT と略記), p.101-116 の « index » に依拠した。資料2の作成にあたっては、前掲書以外に以下を参照した。BROUSSILLON, B. de, *La Maison de Craon 1050-1480*, II, Paris, 1893 ; PORT, C., *Dictionnaire historique, généalogique et biographique de Maine et Loire*, Paris / Angers, 1874-1878, 3 vol. ; BEAUCHET-FILLEAU, H., Ch. de CHARGE et al., *Dictionnaire historique et généalogique des familles du Poitou*, Oudin, 1891-1905, 3 vol. ; « Racine et histoire : lignages », <http://racineshistoire.free.fr/LGN/LGN-frameset.html>, 2015年8月17日取得。

(16) 『狩獵物語』の詳細については、頬、2010、107-108頁参照。

(17) 18世紀の写本BNF Moreau 1685を除く。

(18) 近代の刊本は MICHELIN 以外に以下の版がある。Le trésor de vénerie, éd. J. PICHON, Paris, 1855.

(19) DELISLE, L., *Le Cabinet des manuscrits de la Bibliothèque impériale*, T.I, Hildesheim / N.Y., 1978, p.55.

ド・ブロワ＝シャティヨン⁽²⁰⁾ (ca. 1343-1404) の長子である。著作が献呈された 1394 年の時点では 14 歳の未成年であり、母親の後見下にあった。この写本は、1725 年、J·P·I· シャートル・ド・カンジエ（のちのルイ 15 世の首席部屋付侍従）が入手し、1733 年にルイ 15 世に献呈した。⁽²¹⁾

Fr.855 は現存する唯一の完本である。テクストはゴシック体で描かれ、各項目の始まりなど要所に彩色装飾文字が付され、他の部分の行頭の文字は金で彩色されている。特徴的なのは、21 の彩色挿画の吹き出しの中に、狩猟で用いられる角笛の楽譜や喊声などが記されていることである。f.1r の挿画では、右手に著作、左手に角笛の楽譜を手にしたアルドゥアンが、王冠を被り、右手に王笏、左手に宝珠を手にしたルイ 2 世の前に跪いている。その背後には、著者が角笛の師と仰ぐ、摂政マリー・ド・ブロワの狩猟係ギヨーム・デュ・ポンが立ち、主君に著者を紹介している。

作品はおおむね 3 部構成となっており、fr.855 では最初の 2 部に彩色挿画が見られる。第 1 部 (v.141-652) では、f.9r の狩猟の師匠と弟子たちの挿画および、狩猟の 14 の過程におけるアンジュー風の角笛の吹き方を説明した挿画 (f.10r, 11r, 12r, 13r, 14r, 15r, 16v, 17v, 18v, 19v, 21r, 22r, 23r, 24v)、著者がまとめを述べる f.25r の挿画は、各項目の内容に対応して描かれており、吹き出しに楽譜が記載されている。第 2 部の 4 点の挿画 (f.37v, 46r, 53v, 54r) は、鹿狩りなど 4 つの項目に対応しており、f.37v, 53v, 54r には場面に応じた喊声が記され、f.53v には角笛の旋律も併記されている。

Fr.25547 は、20 を越える他の著作との合本であり、緑色の羊皮紙で装丁された表紙の紋章から、サン=ヴィクトール修道院旧蔵本 (Saint-Victor 624) であることが分かる。挿画は無く、テクストの最後の 51 行が欠落している。f.192r には、fr.855 と異なる旋律で、獵犬に褒美を与える合図の角笛の旋律と喊声が記載される。⁽²²⁾

Duchesne 65 も中世の複数の著作の合本であり、大半はフランス国王修史官アンドレ・デュシェーヌ (1584-1640) により筆写された。『狩猟宝典』もデュシェーヌのものとみられる筆跡によって、貴族の固有名詞が列挙される v.141-151、412-431、704-774、1917-1948 のみ書き写されている。

(20) 父親のシャルル・ド・ブロワはヴァロワ家の支援を受けてブルターニュ公ジャン 4 世と公位の継承を巡り争った。以下、マリー・ド・ブロワと略記。

(21) « Catalogue des livres du cabinet de M. ***, Éditions en ligne de l'école des chartes », <http://elec.enc.sorbonne.fr/cataloguevente/notice133.php>, 2015 年 9 月 3 日取得 ; *Catalogue des livres du cabinet de M. ****, Paris, 1733, p.[452] ; *Vente Pierre Berès 80 ans de passion : 2^{eme} vente Fonds de la librairie Pierre Berès Des incunables à nos jours 1^{ere} partie*, 2005 (vente : Paris, le 28 octobre 2005), p.254.

(22) Ref. COUDERC, C. et C.-B. de LA RONCIÈRE, *Catalogue général des Manuscrits français : anciens petits fonds français II, N° 22885-25696 du fonds français*, Paris, 1902, p.634-636.

(23) « Mélanges historiques et littéraires 1375-10-19 » <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8531139n>, 2015 年 9 月 28 日取得。

(2) 著者について⁽²⁴⁾

アルドゥアンは、アンジューのもっとも古い貴族家門の一つの出身である。フォンテーヌ＝ゲランは、ロワール川北岸、アンジェの西 39 キロに位置し、14世紀後半はアンジュー公領ボーゲのシャテルニー圏内にあった。父親はアンジュー公ルイ 1 世から自領の森林の大型狩猟獸の狩猟権を獲得しており、狩猟の名手だったが早世した。一族は、トゥール＝アンジューの在地有力家門ビュエイユ家と関係が深く、幼くして孤児になったアルドゥアンは、ル・ボワ領主ピエール・ド・ビュエイユの後見下に置かれた。⁽²⁵⁾ そして、狩猟の角笛の手ほどきをギヨーム・デュ・ポンから受けた。⁽²⁶⁾

1380 年には、アルドゥアンは従騎士 (bachelier) としてピエール・ド・ビュエイユのもとで軍務についていた。同年、ルイ 1 世は、ナポリ・シチリア王国のジョヴァンナ 1 世の養子となり、継承者として名乗りを上げた。1382 年にジョヴァンナが傍系親族のカルロ・ディ・ドゥラツツォに暗殺されると、ルイ 1 世はカルロと後継を巡って争い、ナポリ王家の所領プロヴァンス伯領でも両派の抗争が始まった。同年、カルロを支持するプロヴァンス諸都市がエクス同盟を結成すると、ルイ 1 世は軍事介入を行った。

ルイ 1 世は同年、教会大分裂の混乱に乘じ、ナポリ王国の実効支配を目指してイタリアに遠征したが、成果を上げられないまま 1384 年にバーリ近郊で没した。後継者のルイ 2 世は 7 歳で、母親のマリー・ド・プロワが摂政となり後見した。2 年後にカルロがハンガリーで暗殺され、翌年、マリー・ド・プロワはエクス同盟との和解に成功した。

しかし、今度はテュレンヌ副伯レモン (8 世)・ロジェ＝ボーフォールが反乱を起こした。⁽²⁷⁾ 教皇グレゴリウス 11 世の甥である副伯は、1378 年の教皇の死後、アヴィニョンの対立教皇クレメンス 7 世とその支持者であるヴァロワ＝アンジュー家に敵対した。⁽²⁸⁾ 1389 年以降、副伯は傭兵を率いてプロヴァンス地方一帯を荒らし回り、副伯の母アリエノール・ド・コマンジュも、メラルグをはじめとする自領についてルイ 2 世への臣従宣誓を拒否した。⁽²⁹⁾ 1392 年、マリー・ド・プロワはプロヴァンスに軍事介入を行った。アルドゥアンはピエール・ド・ビュエイユらとともに

(24) Ref. MICHELIN, p.XI-XIV.

(25) ほかにも一族の女性とジャン 4 世の弟ギヨームが結婚しており、両家が婚姻を通じて強固な関係を築いていた様子が伺える。MICHELANT, p. XI-XII ; BRUNELLIÈRE, *op.cit.*, p.149-150. 1458 年、フォンテーヌ＝ゲランは婚姻によりビュエイユ家傍系の支配下に入った。

(26) MICHELANT, p.112.

(27) ヴァロワ＝アンジュー家とプロヴァンスの関係については、以下を参照した。BRESC, H., « Sous le drapeau du roi Charles, Draguignan dans l'Union d'Aix et la guerre civile », *Provence Historique*, 195-196, p.133-134, 1999 ; OHNESORGE, Ch., « Les ambitions et l'échec de la seconde maison d'Anjou (vers 1380-vers 1480) » *Les princes angevins du XIIIe au XVe siècle : Un destin européen* [En ligne] PU de Rennes, 2003, p.1-2, <http://books.openedition.org/pur/18320>, 2015 年 8 月 26 日取得 ; ARLOT, F., « Dans la tourmente du XIVe siècle : Marie de Blois, comtesse de Provence et reine de Naples » *Provence Historique*, 56, 2006, p.72-89, 155-187.

(28) グレゴリウス在位中、副伯はイタリアの教皇軍の隊長やヴネサン伯領の軍の隊長を務めた。

(29) プロヴァンス住民は 1390 年三部会を結成し、マリー・ド・プロワに軍や資金を提供した。1394 年、副伯の娘婿でフランス王軍元帥のブシコーがルイ 2 世に臣従宣誓を行い、拠点のブルボン城砦から伯を締め出したことにより、形勢が逆転した。ARLOT, *ibid.*, p.182-187.

もに出征し、メラルグの戦いで捕虜となった。彼はメラルグ城でアリエノールの監視下に置かれ、捕囚生活のつれづれの慰めに『狩獵宝典』の執筆を始めた（v.1911-1920）。著作は1394年12月に完成し、ルイ2世に献呈された。

アルドゥアンはピエール・ド・ビュエイユの一人娘マリーと結婚して莫大な資産を得たが、⁽³⁰⁾解放後に郷里でその恩恵をじゅうぶんに享受する間もなく、1399年にその生涯を閉じた。

（3）著作の内容について

『狩獵宝典』の序文（v.1-140）では、献呈の対象であるルイ2世の称揚と著者の自己紹介が行われる。まず、狩獵は高貴な人間の務めであるが、それは同じく高貴な人間、とりわけ大諸侯の務めである戦いの務めをやめさせるためではないと述べられる。そして、カエサル、アレクサンドロス、シャルルマーニュのほか、エルサレム王国建国の祖ゴドフロワ・ド・ブイヨンとアンジュー＝シチリア王家の祖シャルル・ダンジューの征服事業が称揚される。ここで、アンジュー公領、プロヴァンス伯領、メーケ伯領など広大な所領を支配するルイ2世は彼らの後継者と位置づけられ、シチリア（ナポリ）王位の継承権とプロヴァンス支配が正当化される（v.1-34）。さらに、ルイ2世とターラント侯を楽しませ、かつアンジュー・メーケとそこにある忠実な善き封臣たちを記憶にとどめてもらうために狩獵書を書いた、と述べられる（v.35-49）。続いて狩場となるアンジューの森の名が列挙され（v.50-74）、アンジュー風の角笛の話題に移る。そして、著者自身についても語られる。

第1部では、鹿狩りの14の局面で用いられるアンジュー風の角笛の旋律が紹介される⁽³¹⁾（v.141-652）。角笛の旋律の豊富さはこの著作の最大の特徴である。そのうちの一つである、「Cornure de mescroy」[追跡中の獲物の足跡を見失った猟犬の軌道を正すために吹く角笛の合図]の項目の中で、著者がともに狩獵を行ったと思われる、ヴァンドーム伯以下14名の角笛の名手が身分の序列に従って列挙される（v.412-429）。

第2部では、同時代に共通する鹿狩りの手順が主題となる。まず、ブルゴーニュ公フィリップを筆頭に、オルレアン公ルイ、ガストン・フェビュス、タンカルヴィル伯父子をはじめ当代の著名な狩獵の名手10名が身分の序列に従って列挙される（v.704-776）。次いで、猟犬の扱い方と、鹿狩りの過程や獲物の解体と分配などの説明が行われる（v.653-1622）。

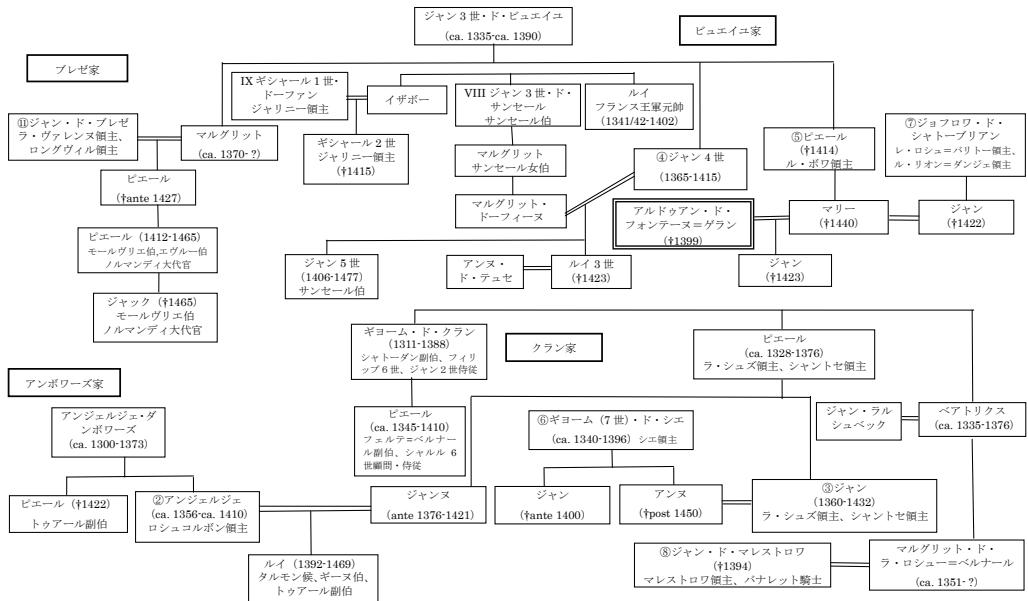
第3部（v.1623-1812）は鹿の美德とその意義が主題であり、終章（v.1813-1948）ではルイ2世への献辞と、メラルグ城での『狩獵宝典』執筆の経緯が語られる。

以上のように、『狩獵宝典』では、鹿狩り術のマニュアル本という体裁を取りつつ、ナポリ・シチリア王位の継承問題をはじめとしたヴァロワ＝アンジュー一家を取り巻く同時代の政治状況が反映されている。また、アンジュー風の角笛の旋律が、同時代に共通の鹿狩りの手順に先立つ

(30) マリーはアルドゥアンの狩獵仲間ジョフロワ・ド・シャトーブリアンの息子ジャンと1403年に再婚した。
MICHELANT, p.XIII-XIV.

(31) Fr.855ではf.1rも含め合計18の旋律が記されている。

(32) 『モデュス王』と『狩獵の書』で紹介される旋律は6種類。Ref. MICHELANT, p.VIII.



資料2 『狩獵宝典』人物相関図（番号がついている人物は資料1の人物に対忾）

て紹介されることによって、ヴァロワ＝アンジュー家の主要な所領である親王領アンジュー公領・メーヌ伯領における狩獵の独自性が前面に押し出され、称揚されているのである。

(4) 受容の状況——写本の所持者について

では、『狩獵宝典』は誰に受容されたのだろうか。鹿狩りに特化していることやローカル性が強いためか、『狩獵宝典』は他の14世紀の著作のように、写本や版本として16世紀まで何度も再生産され、広く後世に受容されることはなかった。⁽³³⁾ 現存する古写本の所持者として判明しているのはルイ2世のみである。このほか、ジャリニー領主ギシャール2世・ドーファン・ドーヴェルニュの蔵書目録に『狩獵宝典』が載っている。ギシャール2世は、『狩獵宝典』第2部で言及される狩獵の名手ギシャール1世・ドーファンの息子で、かつサンセール伯ジャンの甥である（資料2）。二つの事例のみで結論を出すことは出来ないが、このことは逆に、中世の狩獵書はまず献呈する相手や著者に近い狩獵仲間を中心としたサークルで受容され、成功すればそこからさらに伝播していった可能性を示唆している。

(33) 『モデュス王』は古写本33点、古版本9版、『狩獵物語』は古写本21点、古版本4版、『狩獵の書』は古写本46点、古版本3版。頼、2010、33-34頁参照。

(34) LE ROUX DE LINCY, « Inventaire des livres composant la bibliothèque des seigneurs de Jaligny, 6 juin 1413 », *Bulletin du bibliophile publié par J. Techener avec notes... 1843-44. — VI^e série*, Paris, 1846, p.522.

2 『狩猟宝典』に登場するアンジュー貴族の人的紐帶

14世紀後半のフランスの政治状況や著者の置かれた立場の影響は、角笛の名手と鹿狩りの名手という二つのグループの人選にも見ることができる。二つのグループは、直接の主君ヴァロワ＝アンジュー家を中心とする人的関係と読み替えることが可能であるが、その構成員はどのような人物なのだろうか。

(1) 角笛の名手——ヴァロワ＝アンジュー家の家臣とその仲間たち

獵犬の群れがターゲットの鹿を見失った時は、迅速かつ熱意をもって角笛で合図し、獵犬の群れを引き返させなければならない。著者は、そのような時に巧みにアンジューおよびメーヌ風の角笛の旋律を用いて群れを誘導できる14人の貴族の名を挙げている(v.412-429、資料1)。文脈から、アルドゥアンは彼らの多くと狩猟をたしなんだと考えられるが、そのうち、アンジェルジェ・ダンボワーズには「ひんぱんに狩猟に出かける」(v.414)、ジャン・ド・ビュエイユには、角笛による誘導を「手間取らない」(v.416)、ギヨーム・ド・シエには「私が狩人と認める」(v.418-419)、ブルターニュ公ジャン4世の側近ジャン・ド・マレストロワには「喜んでたくみに角笛を吹く」(v.421)と短いコメントを付して、彼らと実際に狩猟を行ったことをさり気なく強調している。

これらの貴族は何者なのだろうか。まず、彼らがヴァンドーム伯以下ヴァロワ＝アンジュー家の封臣とその仲間で、多くがアンジュー公領・メーヌ伯領、あるいはヴァンドームやブルターニュなど周辺地域の領主であることが挙げられる。⁽³⁵⁾

次に、14人の多くがかつてルイ1世に従って南仏に遠征していたことが挙げられる。アンジューの有力貴族はヴァロワ＝アンジュー家の軍事遠征の際に軍役奉仕を行ったほか、必要に応じて資金の前貸しも行っていた。⁽³⁶⁾ ヴァンドーム伯やビュエイユ兄弟は、ルイ1世がシャルル5世によってラングドック総代官に任命され、ベルトラン・デュ・ゲクランらとともに南仏でイングランドに対して巻き返しを図っていた1360年代から、主君と行動をともにしていた。ビュエイユ兄弟はルイ1世の側近で、ジャンは1377年にギュイエンヌやラングドック、プロヴァンスなどの総代官に任命された。⁽³⁷⁾ 同年、彼は弟のピエールやデュ・ゲクラン、ルイ・ド・サンセールらとともに、イングランド支配下にあったベルジュラックを陥落させている。ピエールは、ルルドの帰属を巡ってフォワ伯・ベアルン副伯家で内紛が生じた際に、ルイ1世の密使

(35) MICHELIN, p.101-116.

(36) 彼らは、ピエール・ド・クランやピエール・ド・ビュエイユのように、資金が返済される見込みがなければ所領などの見返りを主君に対して要求した。REYNAUD, M.-R., « Noblesse et pouvoir dans la principauté d'Anjou-Provence sous Louis II et Louis III (1384-1434) », *La noblesse dans les territoires angevins à la fin du Moyen Âge. Actes du colloque international organisé par l'Université d'Angers*, Roma / Paris, 2000 (以下 *La noblesse dans les territoires angevins* と略記), p.303-313.

(37) MICHELENT, p.105.

(38) サンセール伯ジャンの弟。フランス王軍元帥 (1397-1402)。

としてオルテスにガストン・フェビュスを訪ねた。⁽³⁹⁾また、兄とともにルイ1世のイタリア遠征にも同行し、1384年に幼いルイ2世の後見顧問の一人に選ばれている。ジャン・ド・ブレゼ、ティボール＝ジョ、ジャン・デュ・ベレー、ブルトン貴族ジョフロワ・ド・シャトーブリアンは、⁽⁴⁰⁾1370年に騎士や従騎士としてビュエイユ兄弟の軍団に参加した領主たちである。ブルトン貴族ジャン・ド・マレストロワも、⁽⁴¹⁾1370年代に南仏やマヨルカ遠征に参加して、アンジュー公とかかわりを持っていた。⁽⁴²⁾

最後に、14名のうち8名が、ビュエイユ家もしくは、アンジューの最有力家系クラン家の傍系にあたるラ・シュズ領主を核とした親族関係にあることが挙げられる（資料2）。彼らの親族関係は身分や地縁などにもとづく閉鎖的なもので、ビュエイユ家が新興家系であるためか、両家は親族関係にはないが、ともに狩猟を行う仲である。

以上三つの要素は、とりわけアルドゥアンを後見するビュエイユ一族の軍団および親族関係を中心とした人的関係によって結びついている。そこにはビュエイユの宗家リール＝ブーシャールやクラン＝シャトーダンのような上位の家門、あるいは同時代にヴァロワ＝アンジュー家に重用されたラヴァル、ボーヴォー、ティヨン、ラ・ジャイユなど他の在地有力家門出身者の姿は見当たらず、史料に描かれた狩猟サークルはかなり狭いものであった。彼らは戦時に共同して軍役奉仕によって主君を支え、平時にはプライベートに集って狩猟をたしなむことによって緊密な関係を築いていたと考えられる。大半の貴族はアルドゥアンより上の世代であり、ビュエイユ家の後見を受けて育ったアルドゥアンは、ルイ1世の時代からヴァロワ＝アンジュー家を支えてきた善き忠臣である彼らの名を記憶としてとどめるべく、アンジュー・メーヌの角笛の名手という名目で狩猟書に記し、ルイ2世に捧げたのである。

(2) 鹿狩りの達人——王国の実力者たち

『狩猟宝典』第2部では、フランスで行われる鹿狩りのあらゆる作法に精通する「高貴で博識な」(v.701) 10名の貴族が列挙される (v.704-770、資料1)。彼らには、称号なども含め丁重なコメントが数行に渡って付されている。たとえば、最初に挙げられるブルゴーニュ公フィ

(39) FROISSART, J., *Chroniques*, XI, 1383-1386, éd. J.B.M.C. Kervin de Lettenhove, Osnabrück, 1967, p.67-68.

(40) FROISSART, *op. cit.*, IX, 1377-1382, p.4-24, 67, 68, 469 ; MASSON, Ch., « Faire la guerre, faire l'État, Les officiers « militaires » sous les trois premiers souverains Valois de Naples », *Mélanges de l'École française de Rome-Moyen Âge* [En ligne], 127-1, 2015, p.3-4, <http://mefrm.revues.org/2531>, 2015年8月23日取得。

(41) MICHELIN, p.105.

(42) FROISSART, *op. cit.*, VIII, 1370-1377, p.73, 101, 102.

(43) ビュエイユ家は、アンジューのバロン、リール＝ブーシャール家の傍系である。ビュエイユ、アンボワーズ、ブレゼ一族は、15世紀にルイ2世の娘マリーと結婚したシャルル7世をヴァロワ＝アンジュー家とともに支援して勢力を拡大した。クラン家はフランドル＝ダンピエール家とも縁戚関係にあるアンジューの最有力家門である。1380年代にシャルル6世の顧問・侍従を務めたピエール・ド・クランが権勢を誇ったが、1392年にブルターニュ公ジャン4世の政敵である王軍元帥オリヴィエ・ド・クリッソンを襲撃して王の怒りを買い失脚した。ラ・シュズ領主ジャンは、ピエールの従弟。Ref. « Racine et histoire : lignages » ; AUTRAND, F., *Charles VI*, 1986, p.271-288.

(44) REYNAUD, *op. cit.*, p.305-309.

リップに関する記述は以下の通りである。「そこで私はまず任せる／いとも高貴なるブルゴニュ公に／狩猟をたしなむことに気後れしない〔御方〕／というのも、たびたび、喜んで狩猟をたしなみ／あらゆる場所に熟知されているからである／ある者が正しく振舞わねばならない時に」(v.704-709)。続く王弟オルLEAN公は、鹿狩りを保護し、フランスにおける角笛の吹き方と狩猟法を保つことが出来る人物として紹介される。3番目と4番目に故人ではあるが高名な狩猟の達人としてガストン・フェビュスとタンカルヴィル伯ジャン2世・ド・ムランが続き、以下、資料1の掲載順に貴族の名が列挙されていく。

これらの貴族たちはたんなる狩猟の達人ではない。いずれもバロン以上の大領主で、その多くは王権の中核にいた実力者である。ブルゴニュ公、オルLEAN公は親王領を持つ王族であり、ガストン・フェビュスは南仏の領邦君主、ムラン一族やシャティヨン一族は、カペー朝時代からフランス王家に仕えて勢力を拡大してきた名門貴族である。サンセール伯ジャン、ギヨーム・パルトゥネー（ラルシュベック）、ギシャール・ドーフアン、シャルル・ディヴィリーも、シャルル5世からシャルル6世の時代にかけて、王国の軍事・行政の要職についていた有力貴族である。

とりわけ、10人の中に実際に王国の狩場や狩猟権を統制する立場の人物が含まれていることは重要である。フランスでは、狩猟は治水・林野行政の管轄下にあり、権利を持つ者だけが行うことのできる特権だった。⁽⁴⁵⁾ 14世紀から15世紀初頭にかけては、在地領主や農民との間に激しい軋轢を引き起こしながら、王や大領主による狩猟権の独占が漸次進行していた時期である。⁽⁴⁶⁾ とくに鹿などの大型狩猟獣については、アルドゥアンの父親が自領の森の狩猟権をアンジュー公から獲得しなければならなかったように、貴族といえども上級領主から権利を付与されない限り狩猟を行うことができない時代になっていた。

治水・林野行政の長官職は、狩猟権のほか森林用益権などさまざまな利権が絡む要職である。たとえば、ピエール・ド・ビュエイユが1388年にアンジュー・メーヌ森林監督長官（Le grand-maître des forêts d'Anjou et de Maine）に就任したが、それは彼がたんなる角笛の達人だからではなく、ルイ2世の有力家臣だからである。それが王国レベルになれば、王国の実力者であることを意味する。なかでも、タンカルヴィル伯ジャンとブルゴニュ公フィリップは、王国の治水・林野行政を意のままに操る権力者だった。タンカルヴィル伯はジャン2世の側近として重用され、1366年からシャルル5世の治世前半の1375年に失脚するまで、初代治水林野監督長官（Le souverain maître des Eaux et Forêt）として王領の治水・林野行政を事実上支配して

(45) ムラン一族は、アンジューにおいても1217年よりソーミュール南方の交通の要衝モンルイユ=ベルレーを有し、クラン家と並ぶ筆頭格の有力領主だった。VERRY, E., « Charles de Valois et les seigneurs d'Anjou », *La noblesse dans les territoires angevins*, p.31.

(46) 森林などの空間の所有権と狩猟権は別個の存在であり、狩猟権は権力、権威、君主権の概念や政治の実践と結びついていた。封建社会においては公権力の行使と結びついて、狩猟権は裁判権に属するものになった。SALVADORI, Ph., « François I^{er} et le droit de chasse », éd. C. d'ANTHENaise et al., *Chasses principales dans l'Europe de la Renaissance ; Actes du colloque de Chambord (1^{er} et 2 octobre 2004)*, Paris, 2007, p.45.

(47) 詳細は頬、2010、第1章第1節参照。

⁽⁴⁸⁾ いた。ブルゴーニュ公の場合、1393年9月7日に、公が署名した令状を持たない者が王領内の狩場で狩猟を行うことを禁じる王令と、クレシーの森の狩猟の独占権を認める王令が発布されたが、これは、1392年以降精神疾患により政務に携わることが困難になったシャルル6世に代わり、公が王国の権力を事実上掌握したことを意味していた。

⁽⁴⁹⁾ これら二人の権力者は、他の14世紀の狩猟書にも狩人の模範として登場する。アルドゥアンが狩猟知の博識さを賞賛するタンカルヴィル伯は、『モデュス王』と『狩猟物語』では獵犬を用いた狩猟と鷹狩りの優劣の裁定者として描かれる。また、『狩猟物語』と『狩猟の書』はブルゴーニュ公に捧げられた著作である。つまり、14世紀の狩猟書の著者たちは、狩猟の権威として二人の権力者に敬意を表すとともに、著作の箔付けとして利用しているのである。

『狩猟宝典』の狩猟の達人のなかには、ほかにも王国の治水林野監督長官を務めた人物としてタンカルヴィル伯ジャンの息子ギヨームとシャルル・ディヴリー⁽⁵⁰⁾がいることから、アルドゥアンが、王国の狩場を統括する権力者に対して抜け目なくおもねっていることが分かる。

こうした王国の権力者の狩猟サークルもまた、身分にもとづく閉鎖的なものだったと考えられる。著者の場合、サンセール伯とギシャール1世・ドーファンとは、ビュエイユ一族との関係やギシャール2世が『狩猟宝典』を所持していた事実から、ともに狩猟を行った可能性が高い。しかし、記述を見る限り、ブルゴーニュ公以下最初に挙げた5人と狩猟を行う機会はなかったようである。彼が実際に狩猟に随行したことが明らかなのは、「私が好意を持ち高く評価する」(v.751) ゴーシェ・ド・シャティヨンのみある。「なぜなら〔彼は〕私が高く評価するところの技法を／行い、かつ行ったからだ／しばしば勇気と思考によって／素晴らしい名声を獲得したほどに」(v.752-755) という記述から、実際にその腕前を目にしたことを誇らしく思っていることが分かる。

このほかに重要な点として、ジャン・ド・ビュエイユの人的関係が挙げられる。ジャンはルイ1世の死後、1386年にブルゴーニュ公に出仕したのを皮切りに、オルレアン公ルイやシャルル6世の宮廷に活動の場を移していく。フロワサールはジャンを中小貴族出身のシャルル6世の顧問「マルムーゼ」の一人に数えている。1396年から3年間は、王軍の弓兵隊長も務めた。彼はとくにサンセール伯家とその親族ドーファン・ドーヴェルニュ家と結びつきを深めていた。その関係は『狩猟宝典』に反映されており、サンセール伯は「名高い高貴な狩人の物語に記されるべき」(v.758-759)、その妹婿で王軍弓兵隊長のギシャール・ドーファンは「榮誉に満ちた騎士である、立派で腕のよい狩人」(v.764-765)と称賛されている。

以上のように、フランスの鹿狩り術の模範となる狩人は、14世後半のフランス王国を支え

(48) AUTRAND, F., *Charles V*, 1994, p.688-691.

(49) 頼、2010、第3章第1節参照。

(50) Ref. <http://racineshistoire.free.fr/LGN/PDF/Montmorency.pdf>, p.8, 2015年10月26日取得。

(51) MICHELIN, p.105

(52) FROISSART, *op. cit.*, XV, 1392-1396, p.2-3,

(53) ジャンはサンセール伯の孫娘マルグリット・ドーフィーヌと結婚し、息子ジャン5世はサンセール伯位を継承した（資料2）。

る貴族が中心である。『狩獵宝典』が年若いルイ2世とその弟のための教化の書であることを考慮すれば、君主の鑑にふさわしい人選である。しかし同時に、著作には、アルドゥアンが拠所とするビュエイユ一族の人的関係も反映されている。そこには、ルイ2世が未成年で、ヴァロワ＝アンジュー一家がプロヴァンス情勢に翻弄される困難な状況の中で、宗主フランス王の宮廷に向かい、ブルゴーニュ公やオルレアン公をはじめとする宮廷の実力者たちとの直接的な関係構築を模索するアンジュー貴族たちの姿が垣間見えるのである。

おわりに

『狩獵宝典』は、アンジューの一貴族が主君ルイ2世に捧げた、ヴァロワ＝アンジュー家のための狩獵書であるが、同時に、そこに14世紀後半のアンジューの在地領主の狩獵を通じた人的紐帯の閉鎖性と広がりの両方を読み取ることが可能である。

著作に登場する、ルイ2世に忠実な、アンジューおよびメーヌ風の角笛の名手たる善き家臣とは、ビュエイユ家を核とし、親族関係とルイ1世時代の軍役奉仕を通じて結びついた特定の貴族の集団である。平時にはともに狩獵をたしなんで絆を深める彼らのサークルの範囲は狭く、そこに属するアルドゥアンの帰属意識と自負は強烈である。

しかし、彼らは同時に、主君のヴァロワ＝アンジュー家だけでなくフランス王権の中核にいる権力者とのあらたな関係の構築も目指していた。その手段の一つとして利用されたのが、当時ヴァロワ朝の王侯を中心に流行し、ステイタスが上昇していた狩獵や狩獵書だったのである。高貴な狩獵である鹿狩りにおいて、場面や状況に応じて適切な振る舞いができる狩人として貴族社会で認められること、あるいは同時代の現実世界の政治状況や権力関係、党派的なプロパガンダを織り込んだ狩獵書を著して献呈することによって、ヴァロワ朝の権力者たちの取り巻きに加えられ、そこで存在を記憶され、恩顧を受けることを期待したのである。あらたに書かれた狩獵書は、こうした普段の狩獵仲間や狩獵書を献呈した権力者の狭いサークルの中で最初に受容され、成功すればサークルを越えて広く伝播していくと考えられる。

本稿では、14世紀後半の狩獵を通じた貴族社会の人的紐帯に焦点を絞ったため、狩獵書の主題である中世の狩獵の技法や手順の紹介と分析、中世の狩獵書における狩人としてのフランス王の不在の問題、中世と近世の貴族社会における狩獵のあり方の違いなど、他の検討すべき多くの課題については、別稿に譲ることにしたい。